

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

2

2020
February
No.665



Pick Up

・ウィンターフェス
ティバル 2020

ほか



人口と世帯数

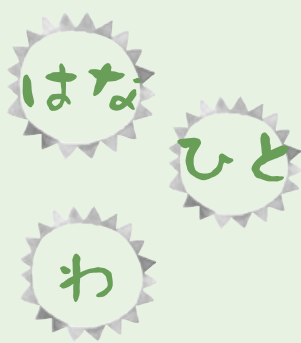
令和元年12月末現在
()内は前月比[]内は前年同月比

10,239人(-19)[-82]

● 男4,832人(-16)[-51] ● 女5,407人(-3)[-31]

● 世帯数 4,353戸(-9)[+1]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました。



今月の表紙は1月12日に総合福祉会館で行われた成人式での1枚です。同級生と再会して嬉しそうな声が聞こえてきたり、一緒に来ていた同級生の親御さんに挨拶したりする姿を見て、子どもを育てるのは両親だけではないんだと感じました。もちろん両親と一緒に成人を祝う素敵な光景もたくさん見ることができました。成人を迎えられた皆さま、本当におめでとうございます。すでに東神楽を離れている方もいらっしゃるかもしれませんが、自分が生まれ育った『ふるさと』を忘れることなく、これからもそれぞれのやり方で東神楽を大切にしていだけたらと思います。(た)

目次 CONTENTS

- まちのできごと..... 3
- Pickup..... 4~9
- 健康食育..... 10
- 花の駅通信..... 11
- スマイルキッズ..... 12
- 子育てコラム..... 13
- 子育て・保健案内板..... 14
- 図書館からのお知らせ..... 15
- 情報案内板..... 16~23
- カレンダー..... 24



花のまち随想



東神楽町長
山本 進

令和2年(2020年)が始まりました。今年は雪が少なく、除雪の面では良いところもありますが、毎年東聖小学校のグラウンドに設営していたスケートリンクができなくなり、楽しみにしていた子供たちには申し訳なく思っています。また、近隣でもスキー場が一部営業できないなど、観光面も含めて心配なところがあります。1月11日には、ひがしかぐら森林公園に『雪の遊び場ウパシの森』がオープンしました。バギーや滑り台などの冬のアクティビティを中心に、家族で楽しめる施設ですので、ぜひご利用していただければと思っています。

今年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催される年で、札幌でのマラソン、競歩の開催も決まりました。東神楽町では、花まつりが今年50回を迎えることから『花のまちづくり50年』を記念する事業も行いたいと思っています。花のまちづくりは、昭和30年代から始まった環境衛生運動に端を発しており、既に50年以上町民の皆さんが主体となって継続しています。今まではなかなか区切りがつかなかったこともあり、特に記念事業は実施していませんでしたが、今回の第50回花まつりを期に、関連する事業も含めて開催する予定です。半世紀以上もの長きにわたって、『花のまち東神楽町』としてまちづくりに取り組み、特に町内の一斉清掃など、住民の皆さんが継続してくれたことが東神楽町のアイデンティティとなり、誇りとなっています。「東神楽町はきれいですよね」と、外から来た人からもよく言われますが、これからはきれいで住みよい町になっていくよう、住民の皆さまのご協力をお願いします。また、今年はひがしかぐら森林公園も40周年、花神楽も20周年となります。それぞれ住民の皆さまのみならず町外からも多くのお客様が来ていただける施設となっていますが、これもあわせて記念となる事業も計画したいと思っています。今年は、災害もなく、明るい話題が多くなる年であることを期待しています。



身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。 ■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

タウンニュース

Pick up

健康食育
花の駅通信スマイルキッズ
子育てコラム子育て案内板
図書館情報

情報案内板



受け継がれる技術と精神。義経桜太鼓



12月15日(日)

東神楽町の郷土芸能である義経桜太鼓保存会が創立 50 周年を迎え、記念式典が開催されました。式典には約 50 名が参加し、来賓にも多くの方が見えられるなど華やかなものとなりました。義経桜太鼓保存会は昭和 45 年の発足から現在まで多くのメンバーがその技術と精神を受け継いできました。これからも和太鼓の力強い音色で東神楽町を盛り上げてもらいたいですね。



武隈選手の野球クリニックが今年も



12月15日(日)

東神楽町出身で、現在埼玉西武ライオンズで投手として活躍している武隈祥太選手の野球教室が開催されました。今年で 5 回目の開催で、町内の 2 つの野球少年団の子どもたちと中学校の野球部員合わせて約 60 名が参加しました。子どもたちは、投球フォームなどの技術面の指導に加え、「野球が上手になりたいならまずはそれを支えてくれる親を大切に」といった武隈選手ならではのアドバイスを真剣に聞いていました。



鹿児島県から東神楽へ。ウィンタースクール



12月25日(水)～12月28日(土)

ひがしかぐらウィンタースクールが開催され、鹿児島県長島町の小学 5、6 年生 20 人が、12 月 25 日から 3 泊 4 日で東神楽町を訪れました。雪合戦やスノーキャンドル、スケート体験などを行い、雪国ならではの綺麗な雪と厳しい寒さを堪能しました。1 泊のホームステイでは、昨年、長島町を訪れた東神楽町の子どもたちと再会し、1,700km 離れた友だちとかけがえのない時間を過ごしました。



東神楽町の新年を祝う！新年交礼会



1月8日(水)

東神楽町、東神楽農業協同組合、東神楽町商工会が共催する新年交礼会が総合福祉会館 2 階大ホールにおいて開催され、町内から約 100 名が参加しました。交礼会では、参加者同士が新年のあいさつを交わすとともに、各団体の代表者による鏡開きや商工会抽選会、種と実セレクトの商品の試食が行われるなど、大いに盛り上がりしました。



ひがしかぐら ＼ 冬に飛び出せ! ／
ウィンターフェスティバル

＼冬に飛び出せ！／



ゲストはハンバーガーボーイズ!!
東神楽町ソウルソングを初披露♪

ふれあい交流館
ひじり野公園特設会場

2月15日 土曜日
午前10時～

以下の駐車場をご利用ください。

- ・スーパーセンターベストム様駐車場
- ・東聖ひじり野地区地域世代交流センターぱれっと駐車場
- ・東聖小学校体育館側駐車場

利用時間：午前 10 時～午後 5 時 30 分

※会場周辺での路上駐車はご遠慮ください。



※送迎バスの運航はありませんのでご注意ください。

ふれあい交流館前 ステージイベントなど	ふれあい交流館内			ひじり野公園	出店・休憩所など (ふれ交前)
宝探し (10:30～11:00)					
形へGOゲーム (11:00～12:00)	もちつき体験① (11:00～11:30)				縁日・軽食 (なくなり次第終了) 10:00～17:10
	もちつき体験② (11:30～12:00)				
子ども芸能サークル発表会 (12:00～13:00)	もちつき体験③ (12:00～12:30)			チューブすべり 10:00～15:30	休憩所 (10:00～17:15)
	もちつき体験④ (12:30～13:00)				
雪かき大会 (13:00～13:30)				スノーバナナ乗り	
雪中綱引き大会 (13:30～14:00)				10:30～14:30	甘酒・ココア配布 (無料・なくなり次第終了) 10:30～17:15
長靴飛ばし (14:00～14:30)	ハンバーガー ボーズ ステージ 開場 14:00～ 開演 14:30～ 15:20 物販 15:30～ 16:00	バルーンアート 講習会 15:00～16:00	フェルトで 小人さん作り 14:00～17:00		バルーンアート (休憩所で行います) 適宜実施
お菓子まき (16:00～16:30)					
商工会抽選会 (16:30～16:50)					
東神酔華の舞演舞 (16:55～17:10)					
花火打ち上げ (17:15頃～17:30)					



お問い合わせ
東神楽町産業振興課
☎(0166)83-2114

※天候などにより一部内容や時間など変更となる場合がありますので予めご了承ください。

主催：ひがしがらウィンターフェスティバル実行委員会・東神楽町
共催：東聖地区公民館、中央地区公民館、WAKUWAKUプロジェクト、東神楽消費者協会、東神楽町観光協会

平成30年度 大雪地区広域連合

決算の概要

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

令和元年12月20日に行われた第4回大雪地区広域連合議会定例会で、平成30年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

お問い合わせ
大雪地区広域連合
☎ 82-3697

【一般会計】

平成30年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始して15年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

30年度中に6452万円を追加で積み立て、平成30年度末現在の基金残高は1億2762万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

【国民健康保険特別会計】

平成30年度から新たな国民健康保険制度が始まり、都道府県とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を行うこととなりました。北海道が目指す保険料水準の統一をいち早く進めてきた広域連合として、被保険者の保険料負担軽減と平準化を図るため、保健事業をはじめとする医療費適正化の取り組みを進めました。

【後期高齢者医療特別会計】

平成20年度から、北海道後期高齢者医療広域連合が主体となつて制度を運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費(費用額ベース)は46億1992万円となっています。

【介護保険特別会計】

平成30年3月に策定した第7期介護保険事業計画(平成30年度から令和2年度)に計上された要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。

介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を7万2900円(月額6077円)としています。

介護保険事業準備基金は、平成

27億559万円となり、一人当たり医療費としては35万3210円で昨年度と比較して1万65円の増加となりました。

国保財政調整基金は、平成30年度中に預金利息を追加で積み立

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	12億5326万円	12億5195万円	131万円
介護保険特別会計	31億8425万円	31億6904万円	1521万円
国民健康保険特別会計	37億6064万円	35億9103万円	1億6961万円
後期高齢者医療特別会計	8億4180万円	7億7074万円	7106万円
合計	90億3995万円	87億8276万円	2億5719万円

介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費(一人あたり)
居宅介護サービス等給付費	16億7356万円	1318人	10万5814円
施設介護サービス等給付費	11億6476万円	306人	31万7202円
合計	28億3832万円	1624人	14万5645円

保険料収納状況(現年分)

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	6億4300万円	6億4125万円	0	175万円	99.73%
国民健康保険料	7億3582万円	7億1772万円	0	1810万円	97.54%
後期高齢者医療保険料	2億6976万円	2億6965万円	0	11万円	99.96%

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり	62万4127円
一人あたり	全体 35万3210円
	前期高齢者 49万5867円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	46億1992万円
受給者数	4986人
一人当たりの医療費	92万6579円



確定申告

は期間内にお早めに

東神楽町役場での受付は3月13日(金)まで

東神楽町役場での受付

■開設期間

還付申告 1月17日(金)～3月13日(金) (土日、祝日および2月20日(木)、21日(金)を除く)

確定申告 2月17日(月)～3月13日(金) (土日、祝日および2月20日(木)、21日(金)を除く)

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※申告書の作成には時間がかかるため、長時間お待たせすることがありますのでご了承ください。

■開設時間

午前9時～午後5時(受付終了:午後4時30分)

■受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

※2月27日(木)、28日(金)は、夜間受付を行いますのでご利用ください。

(開設時間:午後6時～午後8時 受付終了:午後7時45分)

ふれあい交流館でも臨時受付を行います

■開設日 2月20日(木)、21日(金)

※上記2日間は、役場での受付はしておりませんのでご注意ください。

■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了:午後4時30分)

■会場 ふれあい交流館 会議室1

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの(主なもの)

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額の確認できるもの(主なもの)

- ・医療費控除…医療費の明細書または医療費の通知書(お知らせ)
※明細書および通知書などについては、病院、薬局、人ごとに整理が必要です。
※医療費の通知書は、自己負担分の記載がないものは使用できません。
- ・セルフメディケーション控除…セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類。(例:職場や町で受けた健康診断やがん検診の結果通知表など)
- ・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など
- ・生命保険料控除…支払額などの証明書
- ・地震保険料控除…支払額などの証明書
- ・寄附金控除…寄附の受領書
- ・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③本人確認書類(『マイナンバーカード』であれば1点、それ以外は『通知カード』と『運転免許証など』の2点)

④印鑑

⑤口座番号を確認できるもの(還付がある方)

確定申告をすることで源泉徴収された所得税の還付が受けられます

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより所得税が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下である場合（一定額は、所得金額や源泉徴収された所得税などにより異なります）。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）などを受けられる場合（給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得（退職所得を除く）についても申告が必要です）。

③年の中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合（源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合）。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

確定申告の必要がない場合

※住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。

旭川北洋ビルで 確定申告の受付を行います

旭川東税務署では、確定申告会場を『旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）』に開設します。

※税務署の庁舎内には確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。

○開設期間：2月17日(月)～3月16日(月)(土日、祝日を除く)

○受付時間：午前9時～午後4時

※申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。

※申告書を作成済の方は、旭川東税務署の総合窓口へ直接ご提出いただくか、郵送などにより提出をお願いします。

○詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）へ

※自動音声でのご案内となります。

確定申告書は国税庁の ホームページで作成できます

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます（スマホからも確定申告ができます）。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

e-Taxに関する情報は『e-Tax ホームページ』まで
確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』まで

※操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）まで

事業主の方へ ～法定調書提出期限は1月31日(金)です～

法定調書は令和元年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日(金)です。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、それぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。また、その際に本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

第4回町議会定例会

12月11日に招集され、会期2日間で開催された令和元年度第4回町議会定例会。教育行政を含む一般行政の概況報告、定期監査の結果報告などが行われたほか、令和元年度の各会計補正予算案、関連条例案などが提出されました。一般質問では、8名の議員から質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、12日に閉会しました。

【議案第1号】令和元年度東神楽町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ467万4000円を減額し、予算総額は63億8934万円になりました。

【議案第2号】令和元年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算（第4号）

既定の歳入歳出の予算総額は補正せず、歳入歳出それぞれ1億7047万3000円のまま、繰越明許費が追加されました。

【議案第3号】令和元年度東神楽町下水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正は、収益的支出を511万2000円増額し、総額は2億7444万3000円となりました。

【議案第4号】東神楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため制定するものです。

【議案第5号】地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

これは、地方公務員法及び地方自治法の

一部を改正する法律の制定に伴い新設される『会計年度任用職員』に関する規定を整備するため、東神楽町職員の給与に関する条例等を改正するものです。

【議案第6号】東神楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されることとなったため改正するものです。

【議案第7号】東神楽町手数料徴収条例の一部を改正する条例

これは、不正競争防止法等の一部を改正する法律（工業標準化法の一部改正）の施行に伴い、改正するものです。

【議案第8号】東神楽町基金条例の一部を改正する条例

これは、『森林環境整備基金』及び『国営緊急農地再編整備事業基金』を新設するため改正するものです。

【議案第9号】東神楽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等が公布されたため改正するものです。

【議案第10号】東神楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

これは、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、用語の変更および定義付けに変更が生じたため改正するものです。

【議案第11号】東神楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

これは、受益者負担の適正化を図るため、し尿処理手数料を改正するものです。

【議案第12号】東神楽町墓地条例の一部を改正する条例

これは、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、料金の見直しを行ったため改正するものです。

【議案第13号】定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結の件

これは、聴覚言語障がい者に対する理解を深め、初歩的な日常会話を行うための手話技術の習得を行うことにより、圏域における障がい者福祉の増進を図るために手話奉仕員・手話通訳者の養成事業を追加するとともに、本町で独自に相談支援体制を構築することとなったため、圏域として障がい者相談事業を廃止するものです。

報告第2号

監査委員からの令和元年度定期監査結果報告に対する改善措置について

【指摘事項1】災害備蓄品の管理について

町は、災害対策の一環として、町内外の企業等との間で『災害時における応急生活物資の供給等に関する協定』等を締結しています。

また、災害に備えて目標数量を定めて災害備蓄品を備蓄しており、その管理台帳は昨年の定期監査で指摘後改善されて来ています。

しかし、今年度の監査では備蓄食料品で賞味期限を超過したものが保管場所に混在していました。同じ場所に保管してあると緊急時において誤って配布してしまう可能性も否定できません。現存する賞味期限を完全に経過した食料品については直ちに廃棄するべきであります。今後、賞味期限等が到来したものについては速やかに更新するとともに、期限等が迫ったものについては各種行事等で販売・無料配布を行うなど有効利用を検討すべきと考えます。

【改善措置（総務課）】

災害備蓄品につきましては、搬出を速やかに行えるように、備蓄室において、食料品や資機材の種類に応じて管理するほか、食料品については梱包されている段ボールに保存期限を表示するなどして日頃から整理を行っております。

ご指摘いただいたとおり、備蓄食料品の中に賞味期限切れのものを保管しておりましたので、直ちに廃棄するとともに、今後は unnecessary 保管をしないよう改めてまいります。

ます。

なお、保存期限が定められている備蓄品につきましては、適切な入れ替え時期を逸することのないよう計画的な予算計上はもちろんのこと、期限間際の食料品を防災訓練などの開催時に払い出しをできるよう関係各課や地区公民館などの関係団体と情報共有を図ってまいります。

【指摘事項2】

町税等の収納対策について

町税等の収納対策については、税務課と関係各課が連携して自主納付の促進を図ると共に、分割納付など納付相談により折衝機会の確保に努める一方、対応が困難な滞納者については、各種財産等に対する差し押さえを行うほか、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収に努めており、滞納繰越額は減少傾向にあることに対し敬意を表します。

しかし、個別にみると長期・高額の滞納者は税のみならず、他の使用料等の滞納もみられる傾向にあり、そのため滞納額も高額となり、ますます納付が難しくなると思われまます。

特にこのような滞納者に対しては、それぞれの状況に応じた適正・公平な税負担や利用者負担を求めるべきであります。

また、令和元年10月末日においては、大雪地区広域連合保険料の滞納繰越額が町税・各種使用料の滞納繰越額を上回る状態になっています。保険料は額が大きく、一度滞納すると現年度分とまとめて納付するのが難しく、積み重なっていく傾向にあるので、広域連合と連携を密にして対策を検討すべきです。

【改善措置（税務課）】

町税等の収納対策につきましては、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置き、納期毎に未納者に対して督促状の送付や、電話・文書での催告を行うなど、自主納付の促進に努めております。

また、納期内での納付が困難な方に対しましては、納付方法について相談を行うとともに、仕事の都合などで日中に相談に訪れることができない方に対して夜間の納付相談を行うなど、折衝機会の確保にも努めております。

こうした取り組みを行っても、なお納付されない町税等につきましては、納税者等個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与・預貯金、生命保険等の差押えなどの措置を行っております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収強化に努めております。

各種使用料や負担金等につきましては、利用者負担の公平・公正を保つため、関係課と連携し、訴訟も視野に入れた徴収対策に努めております。

今後、税収確保と適正・公平な税負担や利用者負担を求め、適切かつ効果的な収納対策を実施してまいります。

なお、大雪地区広域連合の各種保険料につきましては、滞納繰越額が多額となつてきていることから、広域連合と連携のうえ更なる徴収強化に努めてまいります。

【指摘事項3】

公用車の交通事故について

平成30年12月から同31年4月までの間に5件の公用車の事故が発生しています。い

ずれも物損事故で人身事故には至らなかったが、その原因は脇見運転、ウインカーの出し忘れ等の不注意によるものでした。

過去の事故も冬期間に多発していることから、特に注意を要します。職員一人ひとりが緊張感を持って、安全運転に努めていただきます。

また、車検時にクラクションが鳴らない状態であったことがわかり修理された公用車がありました。

公用車の管理については、担当課のみならず、使用者各自が車両の状態を把握し、事故等の未然防止を心がけることが必要であると思えます。

【改善措置（建設水道課）】

公用車の事故防止につきましては、職員一人ひとりが安全運転の意識を高めることが必要であることから、各課で朝のミーティングなどで安全運転の声掛けを行うとともに、関係機関や団体が発行する資料を活用して、事故防止のポイントを周知するなど意識啓発に努めているところであります。

今後は、事故防止に関する研修会を開催するなど、より一層の緊張感をもった安全運転を心がけるよう意識啓発に努めてまいります。

また、公用車の管理につきましては、公用車を運転する時に、使用者自らが車両の状況を確認し、異状があればその車両の使用を取り止め、直ちに建設水道課に連絡するよう徹底してまいります。

【指摘事項4】

東神楽町・東川町こども発達支援センターの体制の充実について

近年、障害児通所支援事業における利用児童数が減少してきています。これは、職員の不足により申し込みがあっても受け入れ体制が不十分で受け入れできない場合があることも一因と考えられます。

職員の大多数は臨時・代替職員であり、職員が不足している場合、求人への努力はしているものの、応募はあっても定着しない状況にあります。これは、近隣の同種の事業所と比べても給与（賃金）が低額であることが要因になっているものと思われま

す。

数年来、保育士等の人材不足が言われており、対策として多くの自治体で給与水準が見直されています。同様に、当事業所の臨時・代替職員の給与（賃金）の改定を検討すると共に、働きやすい職場環境を整えることが必要と考えます。

【改善措置（こども未来課）】

子ども発達支援センターでは、言葉や運動面・情緒面の発達に心配のあるお子様や子育てに不安を抱えている保護者様の支援をしておりますが、近年利用ニーズはあるものの、受け入れに必要な指導員等の職員が十分確保できていない状況にあり、ご利用者様には大変ご不便をおかけしております。

今後は、来年度からの会計年度任用職員制度の導入にあわせて、報酬の処遇改善を実施し、働きやすい職場環境の改善に努め、職員の定着化と施設の受入体制の強化を図ってまいります。

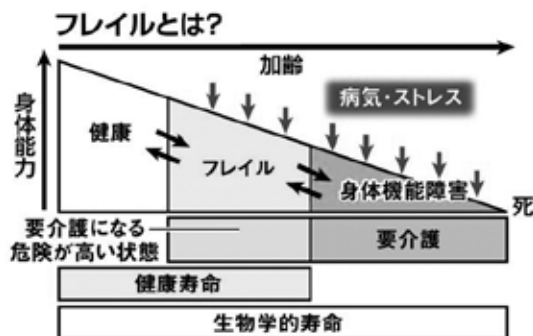
健康 ひがしかぐらの 食育

教えてくれたのは…
健康ふくし課 看護師
大久保 有希 さん

フレイルを予防して健康長寿へ

■フレイルとは

高齢になると、外出の機会や社会とのつながりが減りやすく、病気になるいまでも、心身の活力（筋力、認知機能など）の低下を招きやすくなります。このような『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』つまり、健康と要介護の中間的段階をフレイル（虚弱）といいます。フレイルは要介護の一手手前の段階です。生活習慣を見直すなどの早めの対策で、もとの健康な状態に戻れる可能性があります。



介護が必要になった主な原因（上位3位）

第1位	認知症	18.0%
第2位	脳血管疾患	16.6%
第3位	高齢による衰弱(フレイル)	13.3%

出典：厚生労働省『平成28年国民生活基礎調査』

■フレイルチェック

あなたはいくつ当てはまりますか？

- ☐ 半年で2～3kgやせた
- ☐ 力がなくなった（ペットボトルのふたが開けにくい、立ち上がりがつらくなったなど）
- ☐ 歩くのが遅くなった（青信号のうちに横断歩道を渡りきれないなど）
- ☐ 散歩や、軽い運動・スポーツなどを週に1回もしていない
- ☐ 疲れやすくなった

【判定】1～2つ該当＝予備軍（プレフレイル）
3つ以上該当＝フレイル

出典：フレイル診療ガイド2018版、一部改変

■生活習慣を見直してフレイルの予防・回復を

●食事・栄養

- ・1日3食、バランスよい食事（肉・魚・卵はしっかりと）
- ・よく噛んで食べる
- ・家族や友人と楽しく共に食事
- ・歯と口のケア、定期的な歯科受診

●運動・身体活動

- ・今より10分多く体を動かす
- ・適度なウォーキング
- ・適度な筋トレ（自宅で簡単にできるものの一例）



- ①ひざ伸ばし…椅子に座り、片方のひざをまっすぐ伸ばし、ゆっくり元に戻す（片側ずつ交互に）
- ②スクワット…足を肩幅くらいに広げ、背筋を伸ばし、お尻をゆっくり上げ下げする
- ③つま先立ち…椅子の背などを両手でつかみ、両足でつま先立ちをし、ゆっくりと元の位置に戻す

●社会参加

- ・町内会や地域活動などに参加しましょう
- ・サロン活動やサークル活動などに参加し、仲間との趣味やおしゃべりを楽しみましょう

※町では高齢者のサロン活動に対する支援（助成）事業を行っています。詳しくは健康ふくし課介護予防グループにお問い合わせ下さい。（☎83-5600）

■フレイルの兆候に早く気づき、生活習慣を改善して健康長寿へ

フレイルの状態が長く続き、悪化していけば、要介護や寝たきりのリスクが高まります。一方で、早期に適切な対策を行うことで健康な状態に戻ること十分可能です。ただし、高齢になってから慌てて対策しようとしてもなかなか難しいもの。若いうちからフレイルに興味を持ち、家族ぐるみで気をつけることが最も効果的です。人生の『老いの坂道』は誰しもが通る道ですが、フレイルについて知り、積極的に予防・改善に取り組むことでこの坂道をなだらかにすることができます。いつまでも元気で活動できる『健康長寿』をめざして、家族・友人みんなで心がけていきましょう。



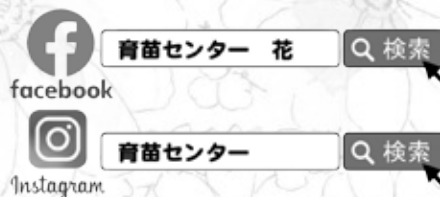
花の駅通信

お正月リース制作体験

2019年末、『花の駅』ではドライフラワーを使ったお正月リースやハーバリウムの製作を、小さなお子さんからお年寄りまで沢山の皆さんに体験していただきました。好きな花を選んで自分で製作したお正月リースを飾って良い年を迎えられたことと思います。

『花のまち東神楽』とは言え、約半年間もの雪の積もる長い冬場はなかなか花と触れ合うことが難しいですね。夏場に咲いた花をドライフラワーにして、長い冬に楽しむ。花が極端に少ない冬の『花のまち』に沢山の花を飾ってみませんか？『花の駅』では2月、3月も引き続きドライフラワーを使った作品作りを体験できます。詳しくは、育苗センター(☎83-3356)にお問い合わせください。また、フェイスブックやInstagramでは写真付きで情報発信中です。!

各種体験会のご案内、お得なセール情報などを発信中
フェイスブックページではお得なクーポンもあるかも!



お花づくりを楽しんでいる お庭や花壇・花の小道募集中

お花づくりを楽しみながら、町民の方々の交流や花のまちづくりの輪が広がることを目的に、第2回東神楽町オープンガーデンを開催します。只今参加して下さる個人のお庭、町内会やグループで管理している花壇などを募集しています。お庭の種類や広さ、期間は問いません。敷地の外から見てもらうことも可能です。また、植樹ますなどを綺麗に彩った、東神楽町のすてきな花の小道なども紹介していきたいと思ひます。自薦他薦問いませんので、素敵なお庭やスポットをご存知の方で連絡ください。応募期間は2月28日(金)までです。詳しい内容や申込用紙は、東神楽町まちづくり推進課、育苗センター、またはふれあい交流館に設置してありますのでご覧ください。多くの方のご参加をお待ちしています。

※オープンガーデンとは…

個人やお店、グループなどが自分たちで手入れをしているお庭や花壇を、一定の期間一般公開することです。



Facebookは
ここからも!

2月の営業日時

午前10時～午後4時(日曜祝祭日定休)
(休店日など変更する場合がございます)
東神楽町南2条東2丁目 中央保育園裏

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

※網かけされている日はお休みです。



地域おこし協力隊が行く!



滝澤 ゆかり

Profile

名古屋出身。これまでカナダ、網走に居住経験が有り、暑さには弱い寒いのはOK! レストラン、ホテル業界を経て地域おこし協力隊として勤務。趣味は読書、音楽鑑賞、パン屋さんや美しい場所めぐり。

先日、NHKの趣味の園芸の『まちを庭に』特集で、『子供達と地域の未来を考える花と緑のまちづくり首長会』が発足、全国110の自治体が参加し、美しい街の景観をつくるプロジェクトがスタートしたと紹介されていました。東京オリンピック開催に向けてという事もあり、今、全国各地で“まちニワ”が地域住民の方たちにより作られ、花と緑のまちづくりが進められる中、『花のまち』東神楽町でも新しい取り組みとして昨年からおープンガーデンを始めた。

の声をいただき、嬉しい限りです。昨年度は11件のお庭が参加してくださり、それぞれ庭の大きさや種類などは全く違いますが、みなさんお花が大好きで丁寧にお世話をされていて、すてきなお庭ばかりでした。今後は、個人のお庭の紹介とともに、個人や町内会できれいに管理されている花壇や植樹場など、町を彩り人々を和ませてくれる“まちニワ”も紹介していきます、花のまちづくりの輪も広がっていくよう活動していきたいと思っています。

この取り組みは、ボランティアで開放してくださるお庭を『おさんぽガーデンマップ』にて紹介し、町内外の方に見ていただき、花の輪・人の輪が広がっていく事を目的としています。実際に参加してくださった庭主の方からは「新しい人との繋がりができた」「花を通しての会話が楽しかった」など

『おさんぽガーデンマップ』と名付けられたのは、歩きながら花や緑を楽しめるようにという思いから。毎日目にする街並みや通学路が花いっぱいになっていく事を目標に、現在オープンガーデンの参加者を募集しています。楽しんでお庭を作っている方、道路沿いに花を植えてくれる方、またはこれからやってみようという方など、ぜひご参加ください。

今、世界中で言われている『次世代のための継続可能なまちづくり』、『花のまち』として丁度50周年を迎える東神楽町がまた新たな『花のまち』としてスタートしていくのに、少しでもお手伝いができればと思っています。

子育て コラム

話を聞かせてくれたのは…

中央保育園

水口 香里 先生

ほめ方って難しいね！

『ほめて育てていきたいね』とよく聞いたり、私たちもアドバイスしたりしますが、現実には『また怒っちゃった』と心を痛める方が多いのかなと思います。理想と現実の違いですよ。

子どもをほめようと意識するあまり、よく使われる言葉があります。「すごい！」「上手！」「えらい！」。みなさんも使っていないませんか？私はよく使っています。

「すごい！」「言ってるちよつとおだてて、「上手！」「言ってる喜ばせ、「えらい！」「言ってる、もつときちんとさせようとする。でもそれは『ほめている』のとは違うのかもかもしれませんね。その言葉の奥には『もつと〇〇してもらおう』『もつとやってくれるかも』と願う私たちの願望があるからだと思います。

では、子どもをほめる時の『良いほめ方』と『悪いほめ方』って何でしょう。

■悪いほめ方

- ①『ほめたら良い』と思ってむやみにほめる
 - ②子どもの心をコントロールしようと思ってる
 - ③大人が望むことをした時だけほめる
 - ④周りと比較してほめる
- これらは、ほめ方を間違えると、悪いほめ方になってしまうかもしれません。

■良いほめ方

- ①大人の嬉しかった気持ちをあらわす「うれしい！」「ありがとう！」のように、自分の行動が誰かに喜んでもらえることは、子どもも大人と同じように喜びを感じ、またやってみようと思えるはず！
- 例えば、お手伝いをしてくれたら「うちゃん（妹・弟）と遊んでいてくれたから夕飯の仕度が早く終わって助かったよ」「洗濯物一緒にたたんでくれてありがとう」などです。
- ②経験をほめる
- 結果だけを見てほめるのではない

く、結果が出るまでの途中のがんばりを見てほめてください。そうすることで、たとえ結果が良くななくても、ほめるポイントがたくさん見えてくるはずですよ。

例えば「毎日練習したから、マラソン大会で一等賞になれたね。がんばったね」などです。

③具体的にほめる

漠然とした「すごい！」「よりも」すごいね！こんなことまでしてくれたんだ。助かったよ」のように、具体的にほめてあげること、子どもは、『自分の行動や頑張りを認めてくれる』という安心感を持てるでしょう。

例えば、外から帰ってきて、『手洗い・うがい』をこちらから催促せずにできた時。「手洗い・うがい、ちゃんとできたね！えらいね！」と笑顔で伝えてあげてください。すると、『次もやろう』『また頑張ろう』と思う『やる気』を育むことができると思います。

でも、『悪いほめ方』にも書きましたが、やる気を出させたいあまり、「〇〇ちゃんよりもできたの？すごいね」と誰かと比較してほめるのは控えましょう。比べるのなら「〇〇ちゃんはできなかったけど、頑張っ

ているからきつとできるようになるね」と、お互いの頑張りをほめるといいですね。

いずれにしても、ほめられることはうれしいですよ。大人だってほめられるとうれしいです。いっぱいほめて、一緒に喜びを分かち合いましょう。

それから大事なことをもう一つ！しっかり顔を見て（目を見て）笑顔でほめてあげてください！

*参考資料…マナビコへ子育てお役立ちコラム



子育て・保健案内板



個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

お問い合わせ

【 〇〇 の行事については】

【 〇〇 の行事については】

健康ふくし課健康推進グループ ☎83-5431 こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎080-4500-9351

にこにこサロン

親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

日 【平日】午前9時～11時30分
午後2時～4時30分

場 これっと
ふれあい交流館

※事業のある日は中止となります。

わくわく教室

日 2月3日(月)
午前10時～11時

場 これっと

対 0歳児～就学前児と保護者

内 豆まき会

申 1月30日(木)午前中までに
こども未来課

子育て講座

日 2月5日(水)
午前10時～11時30分

場 これっと総合体育館

対 0歳児～就学前児と保護者

内 スポーツレク『卓球』

申 2月3日(月)午前中までに
こども未来課

他 持ち物など、詳しくは1月28日発行
のわくわく便りをご覧ください。

子育て教育相談

日 2月12日(水)
午前9時～11時30分

場 これっと

対 0歳～就学前児と保護者

内 歯並びについてエツメイデンタル
クリニック呉悦明先生にお話して
いただきます。

他 教育相談後、2月生まれのお誕生会を
行います。

助産師健康相談

日 ①2月18日(火) ②2月20日(木)
午前9時30分～11時30分

場 ①役場庁舎1階和室
②ふれあい交流館2階和室

対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

内 育児相談、母乳相談

持 母子手帳、タオル(母乳相談希望
の方)

すくよちのび広場

日 2月19日(水)
午前10時～11時30分

場 ふれあい交流館

対 0歳児～就学前児と保護者

内 アイス作り&リズム遊び

申 2月14日(金)午前中までに
こども未来課

他 持ち物など、詳しくは1月28日発行
のわくわく便りをご覧ください。

これっと・ふれあい健康相談

日 ①2月25日(火) ②2月28日(金)
午前9時30分～11時30分

場 ①ふれあい交流館
②これっと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談、②は歯科相談

持 母子手帳、健康手帳

乳幼児健診 個

日 2月26日(水)
12時40分～受付

場 役場庁舎1階和室

対 8か月～10か月児

内 計測、問診、小児科診察、
保健・栄養相談、子育て相談

持 母子手帳

こども未来課子育て支援センター
が行う行事については『わくわく
便り』に詳細を記載していますの
で、あわせてご覧ください。



図書館からのお知らせ

■お問い合わせ

東神楽町図書館 ☎ 83-4646

■東神楽町図書館新刊

かみさまは中学1年生 (すみれ)
 こんにちは、保健婦です (池田 香理)
 鉄腕アトムプロログ集成 (手塚 治虫)
 いくつになってもこのコといっしょ (徳田 龍之介)
 5分でわかれ！印象派 (須谷 明)
 わが殿 上・下 (畠中 恵)
 歩道橋シネマ (恩田 陸)
 犯人は、あなたです (新堂 冬樹)
 妖野の刑事 (堂場 舜一)
 居酒屋ぼったくり おかわり！ (秋川 滝美)
 おばけのしわざ？ (とい よしひと)
 田んぼの1年 (瀬長 剛)
 犬闘士イヌタウロス (なばた としたか)

■JA文庫新刊

甘酒・塩麴・酒粕ベストレシピ (寺田 聡美)
 小麦粉だけでつくる天然酵母パン (マスジマ トモコ)
 こどものニット小物 (吉村 雅衣)
 知識ゼロからの農産加工入門 (尾崎 正利)

※このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館には多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。



図書検索システムをご利用ください！

インターネットで東神楽町図書館の図書検索システムが利用できます。町のホームページから『図書検索システム』をクリックするか、右のQRコードを読み取ることでページが表示されます。

※検索システムを利用して、図書の予約も可能です。(予約は図書館でパスワードの取得が必要です)



イベント案内

◆ 小林白炎『命の言霊Ⅲ』墨絵詩書展

旭川市在住の『墨絵詩書家』小林白炎先生の墨絵詩書作品展

■日 時 2月1日(土)～2月29日(土)

午前10時～午後6時

※休館日(毎週月曜・毎月第4金曜)を除く

■場 所 東神楽町図書館展示ホール



『きゅっきゅっきゅ』 林 明子 さく / 福音館書店

◆ おうまのおやこあはなし会

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による絵本よみきかせ会

■日 時 2月22日(土) 午前10時30分～

■場 所 ふれあい交流館

■参加料 無料(事前申し込み不要)

◇ 寄贈本を募集します！

古本市に出していただける寄贈本を募集します。

※状態の悪い本や雑誌・事典などは受付できません。

■日 時 2月1日(土)～3月8日(日)

午前10時～午後6時

※休館日(毎週月曜・毎月第4金曜)を除く

■場 所 東神楽町図書館カウンター

『マタニティファーストブックから』

赤ちゃんが、ねずみ・くま・うさぎのぬいぐるみといっしょにスープを食べます。そしてぬいぐるみがこぼしたスープを、「ふいてあげるね、きゅっきゅっきゅっ」と拭いてあげます。

子どもは、この絵本を見て大人のまねをして、世話を焼き始めます。今まで、口や顔を拭かれるのをいやがっていた子どもが、「ふいてあげるね、きゅっきゅっきゅっ」と言われるとニコニコしながら拭かれるようになりますよ。

子どもと一緒に「きゅっきゅっきゅっ」という掛け声を使って、楽しく読んでみてください。

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



2月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

お気軽にどうぞ心配ごと相談
社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中のものごとについて、心配ごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■ 日程 2月20日(木)

午後1時～4時

■ 場所 役場庁舎1階

健康相談室

森林所有者の方々へ

東神楽町森林組合 ☎83-2234
産業振興課 ☎83-2114

森林は40年から50年の年月をかけて育てるため、適切な時期に管理をすることが大変重要です。森林の管理は、主に次のとおりです。

■ 下刈り

植栽した苗木は背の高さが周辺の草より高くなるまで、夏場の下刈りが欠かせません。

■ 除間伐

植えた苗木の成長に応じて立木本数を間引きするもので、日当たりや風通しがよくなり木が早く太ります。

■ 植林

山の木を伐採したまま放置すると、土砂が流失したり、山崩れが発生する可能性が高まります。

す。次代に引き継ぐ森林をつくるためにも、伐採後の植林を行うことが大切です。

これら森林整備の予定がありましたら、東神楽町森林組合または産業振興課にご連絡ください。

**農地を相続した時は
届け出が必要です**

農業委員会事務局 ☎83-5440

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

**ヘルプマーク・ヘルプカードを
配布しています**

健康ふくし課 ☎83-5430

■ ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするものです。

大雪霊園管理手数料の改定について

大雪霊園の管理手数料につきまして、消費税率引き上げに伴い、令和2年4月1日より、下記のとおり改定（値上げ）となります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

種類	区分	管理手数料(3年ごと)		永代管理手数料	
		現行	改定後	現行	改定後
規格墓所	4㎡	6,480円	6,600円	71,280円	72,600円
	5㎡	8,100円	8,250円	89,100円	90,750円
	6㎡	9,720円	9,900円	106,920円	108,900円
希望墓所	6㎡	9,720円	9,900円	106,920円	108,900円
	7.5㎡	12,150円	12,375円	133,650円	136,125円
自由墓所	12㎡	19,440円	19,800円	213,840円	217,800円

※令和2年4月1日以降に納付される場合、改定後の管理手数料が適用となります。
※すでに永代管理手数料を納付いただいている場合は、追納はございません。
※管理手数料は、墓所区画内の管理ではなく、園内通路の樹木、水道、電気などの各種設備などの公益部分を維持するために使用しております。墓所区画内の清掃、管理については使用者の皆さまに行っていただいておりますので、ご協力お願いいたします。

■ 問い合わせ くらしの窓口課衛生G(☎83-5402)

森林組合からのお知らせ

■ 令和2年度 森林整備・きのこの斡旋について

令和2年度に植林間伐、森林評価などの計画がある方や、シイタケ、ナメコなどの種駒菌のお申し込みは以下の通り東神楽町森林組合までお申し込みください。

※きのこの類の申し込みに限り締切

令和2年2月20日(木)

■ 事務局

清河 携帯 090-9756-3658



■ 問い合わせ・申込み 東神楽町森林組合(☎・FAX 83-2234)

【有料広告】

ヘルプカードとは

障がいがある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。

災害時や緊急時など、障がいのある方などが困ったときに周囲の方から手助けを求めるためのものです。

配布場所

健康ふくし課3番窓口

配布方法など

配布申出書の記入をお願いします。(各種障害者手帳の提示や印鑑などは不要)

※ふれあい交流館で受け取りを希望される場合は事前に健康ふくし課にご連絡ください。

※ご家族や代理人による受け取りも可能です。

ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

母子父子寡婦福祉資金の申請

健康ふくし課ふくしG ☎83-5430

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養してい

る児童(子)の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

貸付資金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

貸付対象・限度額・期間など

貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借入れを希望される方は、3月2日(月)までにご連絡ください。

北方領土の返還について考えてみませんか

まちづくり推進課 ☎83-2113

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過していますが、領土返還への具体的な道筋は今なお見えないまま現在に至っています。

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご

理解とご協力をお願いします。

子宮・乳がん・骨検診を実施します

健康ふくし課健康推進G ☎83-5431

■日程

3月3日(火)

■場所

旭川がん検診センター

※バスでの送迎があります

・役場前：午前8時出発

・ふれあい交流館前：午前8時

15分出発

■申し込み

検診日の1か月前

までに健康ふくし課健康推進グループまで。

献血にご協力ください

健康ふくし課健康推進G ☎83-5431

旭川赤十字献血センターの移動採血車が献血を実施します。

ご協力をお願いします。

■日時

2月16日(日)午前9時30分

〜午後1時20分〜4時30分

■場所

ベストム東神楽店



家庭教育講演会

家庭教育支援事業の一環として、子どもの悩みに特化した家族カウンセリング・サポートを行っている柿澤一二美さんをお招きして、家庭教育講演会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

- 日時 2月29日(土) 午前10時～(9時30分開場)
- 場所 東神楽町総合福祉会館
- 参加費 無料
- 講師 柿澤 一二美さん(家族カウンセリング研究所)
- 演題 子どもの能力を引き出すコツ
- 『3つほめて1つ伸ばす!』の実践で大人も子どもも幸せに
- 申し込み 2月19日(水)までに、地域の元気づくり課までお電話でお申し込みください。
- その他 託児もありますので、ご希望の方は事前にお申し込みください。

■問い合わせ 地域の元気づくり課(☎83-5407)

会計年度任用職員を募集します

大雪葬斎組合では、大雪葬斎場で勤務する職員を次のとおり募集します。

- 職務内容 火葬場内清掃・火葬補助業務
- 募集人数 1名
- 任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 勤務時間 週5日程度(火葬申込状況により異なります)
午前8時30分～午後5時(実働時間7.5時間)
※土日祝日及び年末年始の出勤があります
- 応募方法 採用を希望される方は、令和2年2月7日(金)までに指定の履歴書に必要事項を記入のうえ、大雪葬斎組合事務局(役場くらしの窓口課内)へ提出してください。【郵送可・必着】
- その他 詳しくは役場くらしの窓口課内に設置のチラシをご覧ください。

■問い合わせ 大雪葬斎組合・くらしの窓口課内(☎83-5402)

**口座振替による前納は
2月までにお申し込みを**

旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内 2 ↓ 2)

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただく、納付のたびに金融機関などに行く手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

また、4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割り引きになります。

口座振替での前納には、6か月分（4月分から9月分、10月分から翌年3月分）、1年分（4月分から翌年3月分）、2年分（4月分から翌々年3月分）の3つの振替方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。

4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要です。



**国民年金保険料の納付を
クレジットカードでも**

旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内 2 ↓ 2)

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付することができます。クレジットカード納付による2年前納も可能で、とても便利な納付方法です。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。クレジットカード納付をご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。

自衛官候補生などを募集します
自衛隊旭川地方協力本部南地区隊
☎55-0100

【自衛官候補生】

■資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の男女（採用予定月の1日現在）

■受付期間 年間を通して受付
※採用予定数に達した場合は実施しません

■試験日 2月16日(日)・17日(月)のいずれか1日

■試験会場 自衛隊旭川地方協力本部（旭川春光町）

【予備自衛官補（一般）】

■資格 日本国籍を有する18歳以上34歳未満の男女（令和2年7月1日現在）

■受付期間 4月10日(金)まで

■試験日 4月18日(土)・22日(水)のいずれか1日

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

※予備自衛官補（技能）については、直接お問い合わせください。

高齢者事業団会員を募集します

高齢者事業団事務局 ☎83-5425

高齢者事業団では、経験や能力を生かして仕事に生きがいを求めている、おおむね60歳以上で町内在住の健康な男性・女性の方を対象に令和2年度の新会員を募集します。

■作業内容

・公園などの草刈り、清掃
・公共花だんの植栽、除草

・環境整備のほか一般作業など

■申し込み 2月19日(水)までに東神楽義経公園内の高齢者事業団事務局までご連絡ください。

参加しませんか

町民講座『認知症について共に考えよう』

地域で支えあい安心して暮らせるまちをめざし、認知症について正しく学び、認知症の人や家族を温かく見守ることができるよう、東神楽町とエーザイ株式会社の共催により開かれる講座です。

■日 時

3月7日(土) 午後1時30分～3時30分

■場 所

総合福祉会館2階 大ホール

■対 象

東神楽町民または、町内に勤務している方

■定 員

100名（参加費無料）

■申し込み

3月5日(木)までに健康ふくし課介護予防グループへ

■内容

・基調講演 旭川圭泉会病院

認知症疾患医療センター

医師 森川 文淑 氏

・実践報告 グループホームひばり

施設長 岸田 力也 氏

老人保健施設回生苑

理学療法士 引野 覚法 氏

座長：東神楽町国保診療所

所長・認知症サポート医 相馬 光宏 氏



■問い合わせ 健康ふくし課介護予防グループ(☎83-5600)

電話予約で土日や夜間でも証明書などの交付が受けられます

平日の開庁時間内に来庁できない場合は、事前に住民票や証明書などの交付を電話で予約し、土・日・祝日または、夜間に役場で受け取ることができます。なお、受け取りはご本人、または予約時に指定した同一世帯の方に限りますので、予約時に受け取りに来られる方をお申し出ください。

※休日や夜間は、予約受付をすることはできません。

■予約可能な証明書など

①住民票の写し（くらしの窓口課 戸籍グループ：☎ 83 - 5401）

住民票の写し

※戸籍謄抄本、印鑑登録証明書は交付できません。

②所得、個人住民税額に係る証明書（税務課課税グループ：☎ 83 - 2119）

所得証明、児童手当証明、課税証明、納税証明（軽自動車税納税証明書を含み、法人町民税は除く）

③固定資産に係る証明書（税務課課税グループ：☎ 83 - 2119）

評価証明、評価通知書、公課証明、資産証明、所有証明

④被保険者証、受給者証などの再交付（健康ふくし課 ふくしグループ：☎ 83 - 5430）

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、重度・ひとり親・子ども医療費受給者証の再交付（新規交付はできません）

■電話予約時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

■受け取り

- ・予約された証明書などは、土曜日、日曜日、祝日の午前8時30分から午後9時まで、または月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午後5時30分から午後9時までの間に役場守衛室（役場南西側入口）で交付します。
- ・交付のときには、請求書または申請書の記載が必要です。（被保険者証※、限度額適用認定証※、受給者証の再交付の場合は、印鑑をお持ちください）。
- ・手数料はおつりがないようをお持ちください。
- ・予約された来庁者の本人確認のため、マイナンバーカード（写真付き）、運転免許証、健康保険証などの提示を求めますので、ご協力をお願いします。
- ・軽自動車税納税証明書の交付の際には、車検証原本が必要となりますのでお持ちください。

※マイナンバーを確認できるものをお持ちください。

（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票）



■問い合わせ ①くらしの窓口課(☎83-5401) ②③税務課(☎83-2119) ④健康ふくし課(☎83-5430)

令和2年度 会計年度任用職員を募集します

地方公務員および地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤（一部を除く）職員が令和2年度から「会計年度任用職員」として名称・制度が変更されます。

なお、会計年度任用職員は、条例に基づき任用される一般職の地方公務員です。地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

■**任用期間** 令和2年4月1日～令和3年3月31日

■**申込方法** 町内各施設（※）に、指定履歴書と詳しい内容が書かれたチラシを設置しております。申込の際は、指定履歴書に必要な事項および希望する職種を記入のうえ、2月7日（金）までに総務課へ提出してください。郵送でも提出可能ですが、期日必着です。履歴書様式は町ホームページからダウンロードのほか、郵送請求が可能です。履歴書様式を郵送請求する場合は、120円分の切手を貼付した返信用の封筒（角2型）を同封のうえ、総務課に請求してください。なお、応募受付期限に間に合うよう、お早めにご請求ください。

※履歴書設置の町内施設

役場総務課、総合福祉会館、これっと総合体育館、ぱれっと、子ども発達支援センター、図書館、ふれあい交流館

■**試験方法** 書類選考、面接試験 ■**試験日** 2月中旬以降

■**報酬など** 有する資格・経験などにより異なります。詳しくはホームページをご覧ください。

■**その他** 詳しくは総務課へ直接ご連絡いただくか、ホームページ、町内施設設置のチラシをご覧ください。

募集職種	勤務場所	人数
一般事務	役場庁舎ほか	11名
	図書館	2名
	各小中学校	3名
一般事務(兼清掃業務)	交流プラザつつじ館	1名
薬室助手(一般事務)	診療所	1名
学校図書協力員	各小中学校図書館	4名
清掃員	ふれあい交流館	1名
	図書館	1名
	役場庁舎	1名
	中央保育園 子ども発達支援センター	若干名
清掃員(軽作業)	診療所	1名
ガーデナー (花壇等の総合コーディネート業務)	育苗センター	5名
軽作業 (花苗の育成・管理業務)	育苗センター	2名
軽作業 (花苗の育成・販売業務)	育苗センター	1名
軽作業 (季節作業、繁忙期職員への登録)	育苗センター	20名

募集職種	勤務場所	人数
軽作業 (施設清掃・維持管理業務)	コミュニティスペース・稲荷公園	2名
バス運転手	バス車庫	6名
軽作業 (水道メーター検針業務)	ひじり野1区～14区内	1名
軽作業 (水道メーター検針業務)	中央市街地及び工業団地	1名
軽作業 (水道メーター検針業務)	東聖1区及びひじり野15区内	1名
栄養士	役場庁舎	1名
保健師	役場庁舎	1名
看護師	診療所	4名
栄養士兼調理員	各小中学校	2名
調理員	各小中学校	14名
調理員(代替)	各小中学校	5名
環境整備員	各小中学校	3名
	東神楽幼稚園	1名
土木作業及び重機運転手	車両センター	1名

■**問い合わせ** 総務課(☎83-2112)

地域優良賃貸住宅の入居者を募集します

■募集住宅

【地域優良賃貸住宅（一般世帯向け）】

さくら町団地2 18-1・2棟（南2条西2丁目）

① 2階建の1階 2LDK（64.21㎡）

建設年度 平成30年度（18-1棟） 1戸

② 2階建の2階 3LDK（80.49㎡）

建設年度 平成30年度 各棟1戸 計2戸

■家賃

【地域優良賃貸住宅 さくら町団地2 18-1・2棟】

月額（固定） 2LDK 58,100円

3LDK 72,700円

■入居者資格

収入が収入基準に該当し、次の条件すべてに該当する方

【共通項目】

- ①同居する親族があること（60歳以上の者など規則で定める者を除く）
- ②現に住宅に困窮していること
- ③税・使用料等を滞納していないこと
- ④入居しようとする者全員が反社会的勢力でないこと

■収入基準

入居者全員の所得月額が158,000円以上487,000円以下であること（所得の月額とは、収入額より税法上の所得額を算出して、次に該当する控除額を差し引き、12ヶ月で割った金額です）。

- ・親族控除 1人につき380,000円
- ・老人扶養親族控除 1人につき100,000円
- ・特定扶養親族控除 1人につき250,000円

- ・特別障がい者控除 1人につき400,000円
 - ・障がい者控除 1人につき270,000円
 - ・寡婦（夫）控除 1人につき270,000円（※）
- ※ただし、所得が270,000円未満のときはその所得金額

■申し込み

建設水道課に置いてある申込書（ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し、押印のうえご提出ください。

【必要書類】

入居者全員分の個人番号確認書類（個人番号カード、通知番号カードなど）および提出者の本人確認書類（運転免許証、旅券など）をご提示いただきます。※上記以外にも書類が必要な場合があります。詳しくは建設水道課管理グループ（☎83-5413）までお問い合わせください。

■受付期間

令和2年（2020年）2月3日（月）午前8時30分から
2月17日（月）午後5時15分まで

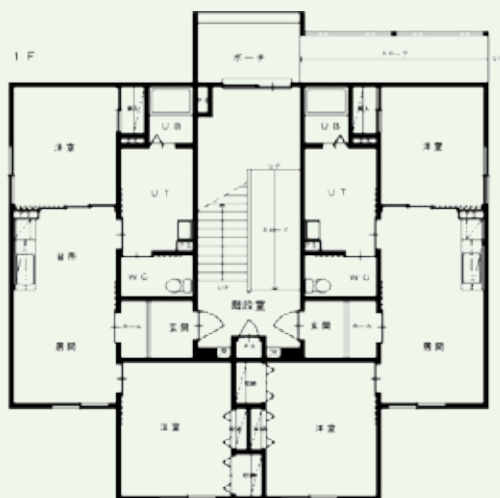
■提出先

東神楽町建設水道課管理グループ

※郵送される場合は、必ず特定記録郵便でお送りください（2月17日必着とします）。

■その他

募集戸数を超える申し込みがあった場合は、公開抽選会により決定する予定です。その他詳しい内容は建設水道課管理グループ（☎83-5413）までお問い合わせください。



※さくら町団地2 18-1・2棟間取り図

1階は左側（2LDK）、2階は右側（3LDK）が今回対象の間取りとなります。

■問い合わせ・申し込み 建設水道課 管理グループ（☎83-5413）

ご協力ありがとうございました! 東神楽町社会福祉協議会からお知らせ

赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績

■赤い羽根共同募金

昨年 10 月 1 日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、小中学校児童生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 159 万 820 円
戸別募金（行政区）	108 万 7550 円
企業募金	29 万 2000 円
学校募金	3 万 4103 円
街頭募金	2 万 7823 円
職域・個人ほか	14 万 9344 円

（令和 2 年 1 月 10 日現在）

■歳末助け合い義援金

昨年 12 月 1 日から実施した『歳末たすけあい運動』では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、12 月 26 日開催の審査委員会により助成を決定し、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、直接届けられました。なお、助成内訳については、事業終了後にお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 115 万 6841 円
戸別募金（行政区）	109 万 7700 円
団体募金	5 万 9141 円

（令和元年 12 月 31 日現在）

■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

いよいよ施行『改正健康増進法』

なくそう!望まない受動喫煙



20 歳未満の方は喫煙エリアに立入禁止



多くの施設において屋内が原則禁煙に



喫煙室の設置が必要

屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に



標識掲示が義務付け

喫煙室には標識掲示が義務付けに

改正された健康増進法により、望まない受動喫煙を防止する取組はマナーからルールに変わります。

【基本的な考え方】

①「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙（本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことを言います）を望まない人が、屋内で受動喫煙にさらされる状況をなくします。

②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

学校・病院、多くの方が利用する行政施設は原則敷地内禁煙。それ以外の飲食店、一般の会社・事業所・ホテルなどの多くの施設は、原則屋内禁煙となります。20 歳未満の人は、従業員やアルバイトであっても、喫煙場所には入ることができなくなります。

③施設の類型・場所ごとに対策を実施

施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙設備のあるお店は、外からでもわかるように標識を掲げることが義務づけられます。

■問い合わせ 北海道上川保健所企画総務課企画係 (☎46-5988)

それで合ってる？ ～ごみの分け方・出し方～



資源回収物置について

役場裏、ふれあい交流館駐車場の資源回収物置について、現在も資源にならないごみが出されています。収集できないごみは『収集できません』シールを貼り、物置内に残します。たまっていくと、ほかに利用される方の迷惑になりますので、分別のルールを守ってください。

小型家電の出し方について

資源回収物置でも回収している小型家電について、対象とならないもの、誤った出し方をしているものが見受けられます。正しい分別、出し方をお願いします。

①ホースがついたままの掃除機

掃除機本体は小型家電の対象ですが、ホースは『不燃ごみ』です。必ず分別して出してください。
※不燃ごみは、ごみ処理券が貼られていたとしても、資源回収物置では収集できません。収集日にお住まいの近くのごみボックスへ出してください。

②電池・蛍光灯

これらは『有害ごみ』です。資源回収物置では収集できません。収集日にお住まいの近くのごみボックスへ出してください。その際は、電池だけの袋、蛍光灯だけの袋など、種別ごとに袋を分け、『有害ごみ』と記載して出してください。

③電動工具類

電気グラインダーや電気ドリルなどの電動工具は、本体のみが小型家電の対象です。専用ケースやバッテリーなどは対象外ですので、一緒に出してしまうと回収できません。必ず本体と分別して出してください。

- ・専用ケース⇒『不燃ごみ』です。45ℓサイズの袋に入れ、ごみ処理券を貼り、お住まいの近くのごみボックスへ出してください。
- ・バッテリー⇒町では受け入れできません。販売店または処理業者へお問い合わせください。

④段ボールに入ったもの

購入時に梱包されていた段ボールに入れて、小型家電が出されている場合があります。段ボールは『資源：紙類』、固定していた発泡スチロールは『可燃ごみ』です。それぞれ分別して出してください。



出し方のお願い

資源ごみが多く出されて、物置内が飽和状態になっている場合、無理やり入れようとすると、戸が外れたり、物置が破損することがあります。そのような時は無理に詰め込もうとせず、お持ち帰りいただき、それぞれの収集日にお住まい近くのごみボックスへ出していただくようご協力をお願いします。

また、収集できないごみも飽和状態の要因となります。正しい分別を心がけてください。

ルールの守られていないごみが増えています。この状態が続く場合は、資源回収物置の閉鎖を検討しなければなりません。みなさまが快適に利用できるようご協力をお願いします。

ごみ袋について

使用できるごみ袋は、透明・半透明で、45ℓ以下のサイズのものです。近頃、可燃ごみ、不燃ごみにおいで明らかに45ℓ以上のサイズを使って出されているごみが多く見られます。45ℓ以上のサイズの袋は、ごみ処理券が貼られていても収集できませんのでご注意ください。

2月

EVENT
CALENDARイベント
カレンダー

休館日案内 ㊦ 交流プラザつつじ館 ㊧ 東神楽町図書館

1日(土)	■図書館展示 小林白炎『命の言霊Ⅲ』(～29日まで)(P15) ■図書館寄贈本募集(～3月8日まで)(P15)	
2日(日)	■東神楽町長選挙投票日(広報1月号:P10)	㊦
3日(月)	■わくわく教室(P14) ■地域優良賃貸住宅入居者募集(～2月17日まで)(P21)	㊧
4日(火)		
5日(水)	■子育て講座(P14)	
6日(木)		
7日(金)	■北方領土の日(P17) ■会計年度任用職員募集締切(P17、P20)	
8日(土)		
9日(日)		㊦
10日(月)		㊧
11日(火)	【建国記念の日】	㊦
12日(水)	■子育て教育相談(P14)	
13日(木)		
14日(金)		
15日(土)	■ひがしかぐらウィンターフェスティバル2020(P4)	

16日(日)	■旭川赤十字献血センター献血実施(P17)	㊦
17日(月)	■確定申告受付開始(～3月13日)(P6)	㊧
18日(火)	■助産師健康相談(役場)(P14)	
19日(水)	■すくよちのび広場(P14) ■高齢者事業団会員募集締切(P18)	
20日(木)	■確定申告受付(ふれあい交流館)(P6) ■助産師健康相談(ふれあい交流館)(P14) ■心配ごと相談(P16)	
21日(金)	■確定申告受付(ふれあい交流館)(P6)	
22日(土)	■全町フロアカーリング大会(広報1月号:P21) ■おうまのおやこ おはなし会(P15)	
23日(日)		㊦
24日(月)	【振替休日】	㊦・㊧
25日(火)	■ふれあい健康相談(P14)	
26日(水)	■乳幼児健診(P14)	
27日(木)	■確定申告夜間受付(P6)	
28日(金)	■確定申告夜間受付(P6) ■オープンガーデン募集締切(P11) ■これっと健康相談(P14)	㊧
29日(土)	■家庭教育講演会(P17)	

ご意見・ご感想を
お寄せください防災行政無線放送の内容を
メール配信しています。
右のQRコードから登録を
お願いします！〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/令和2年1月23日発行 発行者/東神楽町 編集者/まちづくり推進課
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>

東神楽町

検索

